

第690回通関協議会（本関地区）

1、日 時 平成27年 11月 10日（火）12時より

2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

3、議題等（敬称略）

(1) 横浜税関コンテナ検査センター（本牧）内大型X線検査装置の稼働再開について

監視部 佐々木次長、監視部 伊東管理課長

(2) TPP協定大筋合意の概要及び経済連携協定の利用支援セミナーの案内

業務部 佐々木 原産地調査官

(3) 輸出統計品目表及び輸入統計品目表の一部改正について

業務部 清宮 首席関税鑑査官

(4) 分類例規（国内）の一部改正について

業務部 清宮 首席関税鑑査官

4、その他・連絡事項等

・ 関税率表解説等の一部改正に係る差替え版（追録36号）について

業務部 清宮 首席関税鑑査官

・ バーゼル法等説明会の開催について

業務部 辻 統括審査官（通関総括第4部門）

・ 電磁的記録（MSX業務）による申告関係書類の提出状況（10月分）について

業務部 星野統括審査官（通関総括第1部門）

次回開催予定日 **平成27年12月8日（火）** 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

平成 27 年 11 月 9 日

横 浜 税 関

関係各位

**横浜税関コンテナ検査センター（本牧）内
大型 X 線検査装置の稼働再開について**

平素より輸出入貨物等の税関検査に対してご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

昨年 3 月より稼働を停止しておりました横浜税関コンテナ検査センター内大型 X 線検査装置につきましては、本年 12 月 1 日（火）09：00 より稼働を再開いたしますので、引き続き税関検査へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

**連絡・お問い合わせ先
横浜税関監視部
検査総括部門 045-625-5014**

環太平洋パートナーシップ(TPP) 協定の大筋合意について

平成27年10月20日
内閣官房TPP政府対策本部

TPP協定の意義

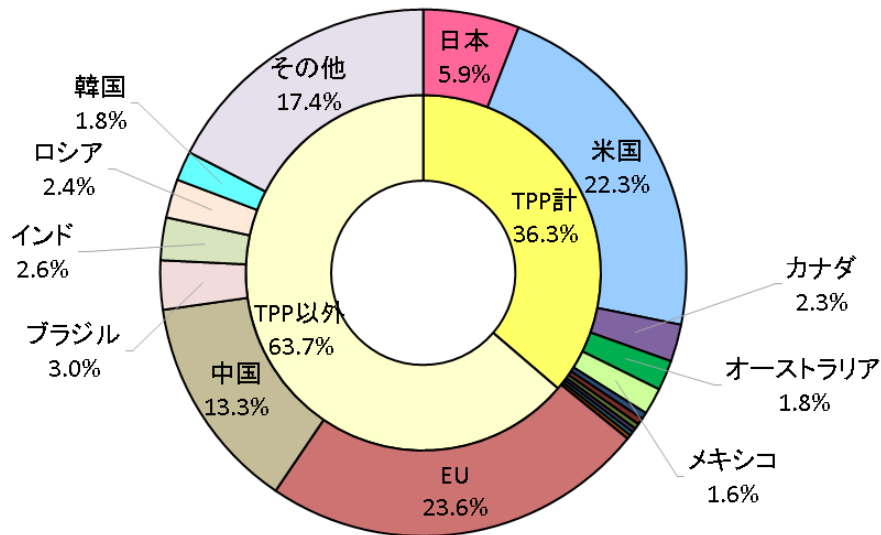
<10月5日、アトランタでのTPP閣僚会合にて大筋合意>

○21世紀のアジア太平洋にフェアでダイナミックな「一つの経済圏」を構築する試み。世界のGDPの約4割、人口の1割強を占める巨大な経済圏。

○TPPによりわが国のFTAカバー率は22.3%から37.2%に拡大。

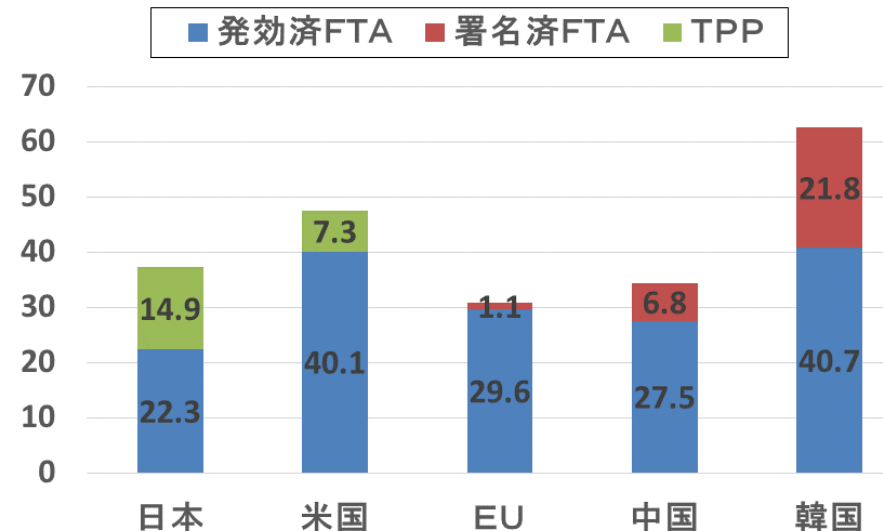
○物品関税だけでなく、サービス・投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業など幅広い分野(前文+30章)で新しいルールを構築。

TPP協定交渉参加国が世界のGDPに占める割合(2014年)



出典: World Economic Outlook Database April 2014より作成

TPP協定締結によるFTAカバー率の拡大見通し



注: 発効済及び署名済FTAカバー率は、通商白書2015より作成。
TPP協定締結によるカバー率は、日本は財務省貿易統計(2015年3月21日確定値)、
米国はIMF、Direction of Trade Statistics(2015年4月27日)を用いて作成。

TPP協定の効果

- 農産品の重要5品目を中心に関税撤廃の例外を数多く確保しつつ、全体では高いレベルの自由化。
- 自動車や自動車部品、家電、産業用機械、化学をはじめ、我が国の輸出を支える工業製品について、11カ国全体で99.9%の品目の関税撤廃を実現。
- サービス・投資等の分野で、中小企業も含めたわが国企業の海外展開を促進するルール、約束を数多く実現。

<投資>

- ・投資先の国が、投資企業に対し技術移転等を要求することを禁止

<貿易円滑化>

- ・急送貨物の迅速な税関手続を確保するため、「6時間以内の引取」を明記
- ・関税分類等に関する事前教示制度を義務付け

<ビジネス関係者の一時的入国>

- ・多くの国で、滞在可能期間の長期化、家族の帯同許可等を実現

<電子商取引>

- ・デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止。
- ・ソースコード(ソフトウェアの設計図)の移転、アクセス要求の禁止

<知的財産>

- ・模倣・偽造品等に対する厳格な規律
- ・地理的表示の保護を規定

- 原産地規則の完全累積制度の実現により、中間財等を生産する中堅・中小企業も、我が国に居ながらにしての海外展開が可能。

TPPは成長戦略の重要な柱

○TPPによる新たなグローバル・バリューチェーンの創出は、多様な分野における生産技術の向上、イノベーションを促進し、産業間・企業間の連携が進むこと等を通じて、新しい産業を創出し、我が国経済全体としての生産性向上につながる事が期待される。

中小企業によるグローバル・バリューチェーン構築を後押し(イメージ)

A社(中小企業):繊維メーカー
優れた技術やデザイン・企画力のある中堅・中小企業が、東南アジアの生産拠点と連携し、北米・中南米、さらにアジアの新興市場への展開が可能に。

我が国への投資、人の往来促進

・高付加価値製品として売り込み
・日本の小売ノウハウも含め展開
・新たな市場、需要の開拓

北米・中南米
マーケット

アジアへの進出・生産が**加速**

- ◎投資・サービスの自由化
- ◎貿易円滑化
- ◎地銀を含めた**金融サービスの進出**
- ◎知的財産の保護
- ◎国有企業改革
- ◎ビジネス関係者の一時的な入国

東南アジア:
現地企業との提携による衣類の製造

- ◎**関税の撤廃・削減**
- ◎原産地規則の「**累積ルール**」

○TPPによる経済効果として、関税の削減効果にとどまらず、投資・サービスの自由化やグローバル・バリューチェーンの創出がもたらす生産性向上効果等を含めた総合的な分析を行い、国民にわかりやすく提示する。

TPP総合対策本部(本部長:内閣総理大臣)第1回会合(H27.10.9)にて「**総合的な政策対応に関する基本方針**」を決定。

今後、「**総合的なTPP関連政策大綱**」を策定。

総合的な政策対応に関する基本方針のポイント

○OTPP総合対策本部第1回会合(27年10月9日開催)にて基本方針を決定

総合的なTPP関連政策大綱策定

TPPを真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするため、今後、協定の署名や国会承認に向けた調整と並行して、関連法案等も含めた総合的な政策面での対応を行っていく。以下がその基本目標。

(1) TPPの活用促進による新たな市場開拓等

幅広い経済主体がTPPを活用して新たなグローバル・バリューチェーンを構築することを促す。

(2) TPPを契機としたイノベーションの促進・産業活性化

TPPの効果を最大限発現することによる多様な分野の生産性向上、多くの地域での産業活性化等を通じて、我が国の成長を確かなものとする。

(3) TPPの影響に関する国民の不安の払拭

TPPの影響に関する国民の「不安」を払拭し、特に農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう、強い農林水産業をつくりあげるため万全の施策を講ずる。



○経済財政諮問会議による検討

(経済財政諮問会議において、TPPを通じた経済再生に向けた検討を行う。)

○各種会議との連携

(農林水産業・地域の活力創造本部や知的財産戦略本部等、必要に応じ各種会議との連携を行う。)

○国民への正確かつ丁寧な説明と情報提供

(各省地方支分部局を通じて国民の問い合わせ等に丁寧に対応するとともに、地方公共団体、民間関係団体の協力を得て、特に、地方での説明と情報提供を重点的に行う。)

TPP協定交渉の経緯

2010年

- 3月 ニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイ(P4協定加盟4カ国)、米、豪、ペルー、ベトナムの8か国で**交渉開始**
- 10月 マレーシアが交渉参加(計9カ国に)

2011年

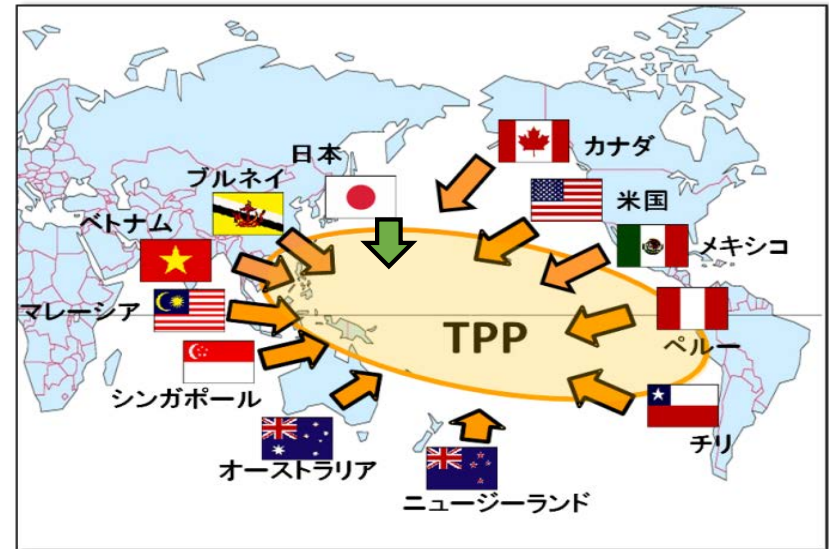
- 11月 APEC首脳会議、TPP首脳会合(於:ホノルル)

2012年

- 11月 メキシコ、カナダが交渉参加

2013年

- 2月 日米首脳会談:日米の共同声明を发出
- 3月 **安倍総理「交渉参加」表明**
- 7月 日本が交渉参加(於:マレーシア)
- 8月 TPP閣僚会合(於:ブルネイ)
- 10月 TPP首脳会合、閣僚会合(於:バリ)
- 12月 TPP閣僚会合(於:シンガポール)



2014年

- 2月 日米閣僚協議(於:ワシントン)
TPP閣僚会合(於:シンガポール)
- 4月 日米閣僚協議(於:ワシントン)
日米首脳会談、閣僚協議(於:東京)
- 5月 TPP閣僚会合(於:シンガポール)
- 9月 日米閣僚協議(於:ワシントン)
- 10月 TPP閣僚会合(於:シドニー)
- 11月 TPP首脳会合、閣僚会合(於:北京)

2015年

- 4月 日米閣僚協議(於:東京)
日米首脳会談(於:ワシントン)
- 7月 TPP閣僚会合(於:ハワイ)
- 9月-10月 TPP閣僚会合(於:アトランタ)、**大筋合意**



〈アトランタ閣僚会合終了後の共同記者会見〉

TPP協定の概要

※前文に加え、以下の30章で構成。

<p>(1) 冒頭の規定及び一般的定義</p> <p>TPP協定が締約国間のその他の国際貿易協定と共存することができることを認める。また、本協定の二以上の章において使用される用語の定義を定める。</p>	<p>(2) 内国民待遇及び物品の市場アクセス</p> <p>物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。</p>	<p>(3) 原産地規則及び原産地手続</p> <p>関税の減免の対象となる「TPP域内の原産品(=TPP域内で生産された産品)」として認められるための要件や証明手続等について定める。</p>	<p>(4) 繊維及び繊維製品</p> <p>繊維及び繊維製品の貿易に関する原産地規則及び緊急措置等について定める。</p>	<p>(5) 税関当局及び貿易円滑化</p> <p>税関手続の透明性の確保や通関手続の簡素化等について定める。</p>
<p>(6) 貿易救済</p> <p>ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該製品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)等について定める。</p>	<p>(7) 衛生植物検疫(SPS)措置</p> <p>食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。</p>	<p>(8) 貿易の技術的障害(TBT)</p> <p>安全や環境保全等の目的から製品の特性やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。</p>	<p>(9) 投資</p> <p>投資家間の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。</p>	<p>(10) 国境を超えるサービスの貿易</p> <p>内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス(数量制限等)に関するルールを定める。</p>
<p>(11) 金融サービス</p> <p>金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。</p>	<p>(12) ビジネス関係者の一時的な入国</p> <p>ビジネス関係者の一時的な入国の許可、要件及び手続等に関するルール及び各締約国の約束を定める。</p>	<p>(13) 電気通信</p> <p>電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。</p>	<p>(14) 電子商取引</p> <p>電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。</p>	<p>(15) 政府調達</p> <p>中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。</p>
<p>(16) 競争政策</p> <p>競争法の整備と締約国間・競争当局間の協力等について定める。</p>	<p>(17) 国有企業及び指定独占企業</p> <p>国有企業と民間企業の競争条件の平等を確保する国有企業の規律について定める。</p>	<p>(18) 知的財産</p> <p>特許権、商標権、意匠権、著作権、地理的表示等の知的財産の十分で効果的な保護、権利行使手続等について定める。</p>	<p>(19) 労働</p> <p>貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。</p>	<p>(20) 環境</p> <p>貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。</p>
<p>(21) 協力及び能力開発</p> <p>協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。</p>	<p>(22) 競争力及びビジネスの円滑化</p> <p>サプライチェーンの発展及び強化、中小企業のサプライチェーンへの参加を支援すること等について定める。</p>	<p>(23) 開発</p> <p>開発を支援するための福祉の向上等や、女性の能力の向上、開発に係る共同活動等について定める。</p>	<p>(24) 中小企業</p> <p>中小企業のための情報、中小企業がTPP協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること等を定める。</p>	<p>(25) 規制の整合性</p> <p>加盟国毎に複数の分野にまたがる規制や規則の透明性を高めること等を規定する。</p>
<p>(26) 透明性及び腐敗行為の防止</p> <p>協定の透明性・腐敗行為の防止のために必要な措置等に関するルールに関わる事項等を定める。</p>	<p>(27) 運用及び制度に関する規定</p> <p>協定の実施・運用等に関するルールなど協定全体に関わる事項等を定める。</p>	<p>(28) 紛争解決</p> <p>協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続について定める。</p>	<p>(29) 例外</p> <p>締約国に対するTPP協定の適用の例外が認められる場合について定める。</p>	<p>(30) 最終規定</p> <p>TPP協定の改正、加入、効力発生、脱退等の手続、協定の正文等について定める。</p>

輸出統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
5 2922.50	(省略)			5 2922.50	(同左)		
38.25 3825.10	化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注6のその他の廃棄物 一都市廃棄物 100 一第16部の物品（家庭用のものに限る。）の都市廃棄物 (削除) (削除) (削除) 900 一その他のもの		KG	38.25 3825.10	化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注6のその他の廃棄物 一都市廃棄物 一第16部の物品（家庭用のものに限る。）の都市廃棄物 120 一第8517.12号の機器のもの 130 一第85.28項の機器のもの 190 一その他のもの 900 一その他のもの	NO NO	KG KG KG KG
3825.20 5 3825.90	(省略)			3825.20 5 3825.90	(同左)		
39.20 3920.10 5 3920.30 3920.43	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） (省略) 一塩化ビニルの重合体製のもの 一可塑剤を全重量の6%以上含むもの			39.20 3920.10 5 3920.30 3920.43	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） (同左) 一塩化ビニルの重合体製のもの 一可塑剤を全重量の6%以上含むもの		

輸出統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
3920.49 200 900	(削除) ----フィルム ----その他のもの (省略)		KG KG	100 200 900	----平板 ----フィルム ----その他のもの (同左)		KG KG KG
3920.51 5 3920.99	(省略)			3920.49 3920.51 5 3920.99	(同左)		
44.03 4403.10 4403.20	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。） (省略) 一その他のもの（針葉樹のものに限る。）			44.03 4403.10 4403.20	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。） (同左) 一その他のもの（針葉樹のものに限る。）		CM
4403.41 5 4403.99	(省略)			4403.41 5 4403.99	(同左)		
44.07 4407.10	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） 一針葉樹のもの 010 一すぎ属のもの		CM	44.07 4407.10	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） 一針葉樹のもの (新規)		CM

輸出統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
8443.19	ーその他のプリンター、複写機及びファクシミリ (結合してあるかないかを問わない。) (省略) (省略) ーその他のもの ー複写機 (削除) (削除) 900 ーその他のもの (省略) (省略)			8443.19	ーその他のプリンター、複写機及びファクシミリ (結合してあるかないかを問わない。) (同左) (同左) ーその他のもの ー複写機 110 ーデジタル式の複写機 190 ーその他のもの 900 ーその他のもの (同左) (同左)		
8443.31				8443.31			
8443.32				8443.32			
8443.39				8443.39			
84.50	家庭用又は営業用の洗濯機(脱水機兼用のものを 含む。) ー洗濯機(1回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の 重量で10キログラム以下のものに限る。) 8450.11 ー全自動のもの (削除) (削除) (省略) 8450.90			84.50	家庭用又は営業用の洗濯機(脱水機兼用のものを 含む。) ー洗濯機(1回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の 重量で10キログラム以下のものに限る。) 8450.11 ー全自動のもの 100 ー小売用の包装にしたもの(使用されたもの を除く。) 900 ーその他のもの (同左)		
8450.11				8450.11			
8450.12				8450.12			
8450.90				8450.90			
84.57		金属加工用のマシニングセンター、ユニットコン ストラクションマシン(シングルステーションの ものに限る。)及びマルチステーショントランス				84.57	金属加工用のマシニングセンター、ユニットコン ストラクションマシン(シングルステーションの ものに限る。)及びマルチステーショントランス

輸出統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
8457.10	ファーマシン ーマシニングセンター ー立軸マシニングセンター 110 ー5軸以上のもの 190 ーその他のもの ー横軸マシニングセンター 210 ー5軸以上のもの 290 ーその他のもの ーその他のもの 910 ー5軸以上のもの 990 ーその他のもの (省略) (省略)			8457.10	ファーマシン ーマシニングセンター 100 ー立軸マシニングセンター (新規) (新規) 200 ー横軸マシニングセンター (新規) (新規) 900 ーその他のもの (新規) (新規) (同左) (同左)		
84.58	旋盤(ターニングセンターを含むものとし、金属 切削用のものに限る。) ー横旋盤 8458.11 ー数値制御式のもの 100 ーターニングセンター 900 ーその他のもの 8458.19 ーその他のもの (削除) (削除) (削除) ーその他の旋盤 8458.91 ー数値制御式のもの 100 ーターニングセンター			84.58	旋盤(ターニングセンターを含むものとし、金属 切削用のものに限る。) ー横旋盤 8458.11 ー数値制御式のもの (新規) (新規) 8458.19 ーその他のもの 100 ー普通旋盤 200 ー自動旋盤 900 ーその他のもの ーその他の旋盤 8458.91 ー数値制御式のもの (新規)		
8458.11				8458.11			
8458.19				8458.19			

輸出統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
8458.99	900 000 --- その他のもの	NO	KG	8458.99	000 (新規) --その他のもの	NO	KG
84.61	平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属又はサーマットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			84.61	平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属又はサーマットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
8461.20	(省略)			8461.20	(同左)		
8461.30	(省略)			8461.30	(同左)		
8461.40	100 900 一歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤 --数値制御式のもの --その他のもの	NO	KG	8461.40	100 910 990 一歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤 --数値制御式のもの --その他のもの --- ホブ盤 --- その他のもの	NO	KG
8461.50	(削除)			8461.50	(同左)	NO	KG
8461.90	(削除)			8461.90	(同左)	NO	KG
84.71	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）			84.71	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）		
8471.30	(省略)			8471.30	(同左)		
8471.41	000 一その他の自動データ処理機械 --少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているもの（入力装置と出力装置とが一体となっている			8471.41	一その他の自動データ処理機械 --少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているもの（入力装置と出力装置とが一体となっている		

輸出統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
8471.49	000 かいないかを問わない。 (削除) (削除) --その他のもの（システムの形態で提示するものに限る。）		NO	8471.49	100 900 000 かいないかを問わない。 --- 中央演算処理装置のデータ処理単位が32ビット以上のもの --- その他のもの --その他のもの（システムの形態で提示するものに限る。）		NO NO NO
8471.50	(省略)			8471.50	(同左)		
8471.90	(省略)			8471.90	(同左)		
84.77	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械（この類の他の項に該当するものを除く。）			84.77	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械（この類の他の項に該当するものを除く。）		
8477.10	(省略)			8477.10	(同左)		
8477.30	(省略)			8477.30	(同左)		
8477.40	000 一真空成形機及びその他の熱成形機 (削除) (削除)	NO	KG	8477.40	100 900 一真空成形機及びその他の熱成形機 --- トランスファーモルディングマシン --- その他のもの	NO	KG
8477.51	(省略)			8477.51	(同左)	NO	KG
8477.90	(省略)			8477.90	(同左)		
85.09	家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限るものとし、第85.08項の真空式掃除機を除く。）			85.09	家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限るものとし、第85.08項の真空式掃除機を除く。）		
8509.40	000 一食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機 (削除)		NO	8509.40	100 --- ジュース及びジュースミキサー		NO

輸出統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
8509.80	(削除)			900	---その他のもの		NO
8509.90	(省略)			8509.90	(同左)		
85.26	レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器			85.26	レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器		
8526.10	(省略)			8526.10	(同左)		
8526.91	---その他のもの			8526.91	---その他のもの		
000	---航行用無線機器	NO	KG	200	---航行用無線機器	NO	KG
	(削除)			900	---方向探知機	NO	KG
	(削除)				---その他のもの	NO	KG
8526.92	(省略)			8526.92	(同左)		
85.28	モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）			85.28	モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）		
8528.41	(省略)			8528.41	(同左)		
8528.69	---テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）			8528.69	---テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）		
8528.71	(省略)			8528.71	(同左)		
8528.72	---その他のもの（カラーのものに限る。）			8528.72	---その他のもの（カラーのものに限る。）		
	----液晶式のもの				----液晶式のもの		
110	-----小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）	NO		110	-----小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）	NO	

輸出統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
190	-----その他のもの		NO	190	-----その他のもの		NO
200	----プラズマ式のもの		NO		----プラズマ式のもの		
	(削除)			210	-----小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）		NO
	(削除)			290	-----その他のもの		NO
900	----その他のもの		NO	900	----その他のもの		NO
8528.73	(省略)			8528.73	(同左)		
85.29	第85.25項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品			85.29	第85.25項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品		
8529.10	(省略)			8529.10	(同左)		
8529.90	---その他のもの			8529.90	---その他のもの		
100	---テレビジョン受像機用チューナー	NO	KG	100	---テレビジョン受像機用チューナー	NO	KG
	(削除)			200	---ラジオ受信機用FMチューナー	NO	KG
900	---その他のもの		KG	900	---その他のもの		KG
87.01	トラクター（第87.09項のトラクターを除く。）			87.01	トラクター（第87.09項のトラクターを除く。）		
8701.10	(省略)			8701.10	(同左)		
8701.20	(省略)			8701.20	(同左)		
8701.30	---無限軌道式トラクター	NO	KG	8701.30	---無限軌道式トラクター		
	(削除)			100	---中古のもの	NO	KG
	(削除)			900	---その他のもの	NO	KG
8701.90	(省略)			8701.90	(同左)		
87.05	特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）			87.05	特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）		
8705.10	---クレーン車			8705.10	---クレーン車	NO	KG

輸出統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
8705.20 \$ 8705.90	<u>100</u> <u>---</u> 中古のもの <u>900</u> <u>---</u> その他のもの (省略)	NO NO	KG KG	8705.20 \$ 8705.90	(新規) (新規) (同左)		
90.05 9005.10 9005.80	双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具並びに天体観測用機器（電波観測用のものを除く。）及びその支持具 (省略) -その他の機器 <u>110</u> <u>---</u> 隻眼鏡（プリズムを用いたものに限る。） (削除) (削除)			90.05 9005.10 9005.80	双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具並びに天体観測用機器（電波観測用のものを除く。）及びその支持具 (同左) -その他の機器 -一隻眼鏡		
9005.90	900 <u>---</u> その他のもの (省略)	NO	KG	9005.90	<u>110</u> <u>---</u> プリズムを用いたもの <u>190</u> <u>---</u> その他のもの 900 <u>---</u> その他のもの (同左)	NO NO NO	KG KG KG
90.27 9027.10 \$ 9027.50 9027.80	物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びマイクローム (省略) -その他の機器 -電気式のもの			90.27 9027.10 \$ 9027.50 9027.80	物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びマイクローム (同左) -その他の機器 -電気式のもの		

輸出統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
9027.90	<u>110</u> <u>---</u> 分析機器 <u>190</u> <u>---</u> その他のもの <u>900</u> <u>---</u> その他のもの (削除) (削除) (省略)	NO NO NO	KG KG KG	9027.90	110 <u>---</u> 分析機器 190 <u>---</u> その他のもの -その他のもの <u>910</u> <u>---</u> 物理分析用又は化学分析用の機器 <u>990</u> <u>---</u> その他のもの (同左)	NO NO NO NO	KG KG KG KG

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
02.10	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール			02.10	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール		
0210.11	(省 略)			0210.11	(同 左)		
0210.20	—その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）			0210.20	—その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）		
0210.91	(省 略)			0210.91	(同 左)		
0210.92	—くじら目のもの、海牛目のもの及び鱈脚目目のもの		KG	0210.92	—くじら目のもの、海牛目のもの及び鱈脚目目のもの		KG
	(削 除)			010	—くじら目のもの及び海牛目のもの		KG
	(削 除)			090	—その他のもの		KG
0210.93	(省 略)			0210.93	(同 左)		
0210.99	(省 略)			0210.99	(同 左)		
03.08	水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、くん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）			03.08	水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、くん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）		
0308.11				0308.11			

輸入統計品目表改正

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
5	(省 略)			5	(同 左)		
0308.30	—その他のもの			0308.30	—その他のもの		
0308.90	—生きているもの		KG	0308.90	—生きているもの		
	(削 除)			110	—うに		KG
	(削 除)			190	—その他のもの		KG
	—生鮮のもの、冷蔵したものと及び冷凍したものの				—生鮮のもの、冷蔵したものと及び冷凍したものの		
	—生鮮のもの及び冷蔵したものの				—生鮮のもの及び冷蔵したものの		
211	—うに		KG	211	—うに		KG
219	—その他のもの		KG	219	—その他のもの		KG
	—冷凍したものの				—冷凍したものの		
291	—うに		KG	291	—うに		KG
299	—その他のもの		KG	299	—その他のもの		KG
300	—くん製したものの		KG	300	—くん製したものの		KG
	—その他のもの				—その他のもの		
	—うに及びくらげ				—うに及びくらげ		
411	—うに		KG	411	—うに		KG
412	—くらげ		KG	412	—くらげ		KG
420	—その他のもの		KG	420	—その他のもの		KG
12.01	大豆（割つてあるかないかを問わない。）			12.01	大豆（割つてあるかないかを問わない。）		
1201.10	—播種用のもの		MT	1201.10	—播種用のもの		MT
	(削 除)			010	—黄白色系のもの		MT
	(削 除)			090	—その他のもの		MT
1201.90	(省 略)			1201.90	(同 左)		
23.01	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくは			23.01	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくは		

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新			旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
2301.10	000 その他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす 一肉又はくず肉の粉、ミール及びペレット並びに獣脂かす (削除)		MT	2301.10	010 090 その他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす 一肉又はくず肉の粉、ミール及びペレット並びに獣脂かす ---鯨の肉又はくず肉の粉、ミール及びペレット ---その他のもの		MT MT
2301.20	(削除) (省略)			2301.20	(同左)		
25.06	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）			25.06	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）		
2506.10	(省略)			2506.10	(同左)		
2506.20	000 一けい岩 (削除) (削除)		MT	2506.20	010 090 一けい岩 ---粗のもの及び粗削りしたもの ---その他のもの		MT MT
25.28	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の85%以下のもの (削除)		MT	25.28	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の85%以下のもの 010 ---天然のほう酸ナトリウム及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わない。）		MT

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新			旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	(削除)			090	---その他のもの		MT
26.02	マンガン鉱（精鉱を含む。）及び含鉄マンガン鉱（精鉱を含むものとし、マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の20%以上のものに限る。）			26.02	マンガン鉱（精鉱を含む。）及び含鉄マンガン鉱（精鉱を含むものとし、マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の20%以上のものに限る。）		
2602.00	010 ---マンガン鉱（精鉱を含む。） ---マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の39%を超えるもの (削除) (削除)		MT	2602.00	011 012 ---二酸化マンガング ---その他のもの		MT MT
	019 ---その他のもの		MT	019	---その他のもの		MT
	090 ---含鉄マンガン鉱（精鉱を含む。）		MT	090	---含鉄マンガン鉱（精鉱を含む。）		MT
27.11	石油ガスその他のガス状炭化水素 一液化したもの			27.11	石油ガスその他のガス状炭化水素 一液化したもの		
2711.11	(省略)			2711.11	(同左)		
2711.12	000 ---プロパン (削除)		MT	2711.12	010 020 ---アンモニア、2-エチルヘキシルアルコール、オレフィン系炭化水素又は無水マレイン酸の製造に使用するもの ---その他のもの		MT MT
2711.13	(削除)			2711.13	(同左)		
2711.19	(省略)			2711.19	(同左)		
28.30	硫化物及び多硫化物（多硫化物については、化学的に単一であるかないかを問わない。）			28.30	硫化物及び多硫化物（多硫化物については、化学的に単一であるかないかを問わない。）		

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
2830.10 2830.90	(省 略) ーその他のもの (削 除) (削 除) (削 除)		KG	2830.10 2830.90	(同 左) ーその他のもの <u>010</u> ー硫化亜鉛 <u>020</u> ー三硫化アンチモン <u>090</u> ーその他のもの		KG KG KG
28.33 2833.11 2833.19	硫酸塩、みょうばん及びベルオキソ硫酸塩（過硫酸塩） (省 略) (省 略) ーその他の硫酸塩			28.33 2833.11 2833.19	硫酸塩、みょうばん及びベルオキソ硫酸塩（過硫酸塩） (同 左) (同 左) ーその他の硫酸塩		
2833.21 5 2833.27 2833.29	(省 略) 5 ーその他のもの ー亜鉛のもの ーその他のもの (削 除) (削 除)		KG KG	2833.21 5 2833.27 2833.29	(同 左) 5 ーその他のもの ー亜鉛のもの ーその他のもの <u>910</u> ークロムのもの <u>990</u> ーその他のもの		KG KG KG
2833.30 2833.40	(省 略) (省 略)			2833.30 2833.40	(同 左) (同 左)		
28.44 2844.10 2844.20	放射性的の元素及び同位元素（核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。）並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物 (省 略) ーウラン235を濃縮したウラン及びプルトニウ			28.44 2844.10 2844.20	放射性的の元素及び同位元素（核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。）並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物 (同 左) ーウラン235を濃縮したウラン及びプルトニウ		

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
2844.30 2844.40 2844.50	ム並びにこれらの化合物並びにウラン235を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物 (削 除) (削 除) (省 略) (省 略) ー使用済みの原子炉用核燃料要素（カートリッジ） (削 除) (削 除)		KG KG	2844.30 2844.40 2844.50	ム並びにこれらの化合物並びにウラン235を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物 <u>010</u> ー核分裂性同位元素 <u>090</u> ーその他のもの (同 左) (同 左) ー使用済みの原子炉用核燃料要素（カートリッジ） <u>010</u> ー核分裂性同位元素のもの <u>090</u> ーその他のもの		KG KG GR KG
29.02 2902.11 5 2902.70 2902.90	環式炭化水素 (省 略) (省 略) ーその他のもの (削 除) (削 除)		KG	29.02 2902.11 5 2902.70 2902.90	環式炭化水素 (同 左) (同 左) ーその他のもの <u>100</u> ーナフタレン、メチルナフタレン及びアントラセン <u>200</u> ーその他のもの		KG KG
29.22 2922.11 5 2922.39	酸素官能のアミノ化合物 (省 略) ーアミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれ			29.22 2922.11 5 2922.39	酸素官能のアミノ化合物 (同 左) ーアミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれ		

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
2922.41 \$ 2922.44 2922.49	らの塩 (省 略) ---その他のもの (削 除) (削 除) (省 略)			2922.41 \$ 2922.44 2922.49	らの塩 (同 左) ---その他のもの <u>----アミノ酸</u> <u>----その他のもの</u>		
2922.50				2922.50	(同 左)		
29.33 \$ 2933.11 \$ 2933.29	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。） (省 略) -非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物			29.33 \$ 2933.11 2933.29	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。） (同 左) -非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物		
2933.31 \$ 2933.33 2933.39	(省 略) ---その他のもの ----ピコリン及びO、O-ジエチル-O-（3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル）ホスホロチオエート（クロルピリホス） (削 除) (削 除)			2933.31 \$ 2933.33 2933.39	(同 左) ---その他のもの ----ピコリン及びO、O-ジエチル-O-（3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル）ホスホロチオエート（クロルピリホス） <u>-----ピコリン</u> <u>-----O、O-ジエチル-O-（3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル）ホスホ</u>		

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
2933.41 \$ 2933.99	---その他のもの (省 略)		KG	2933.41 \$ 2933.99	<u>ロチオエート（クロルピリホス）</u> ---その他のもの (同 左)		KG KG
29.37 \$ 2937.11 \$ 2937.50 2937.90	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。） (省 略) -その他のもの (削 除) (削 除) (削 除) (削 除)			29.37 \$ 2937.11 \$ 2937.50 2937.90	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。） (同 左) -その他のもの <u>---カテコールアミンホルモン並びにその誘導体及び構造類似物</u> <u>----エピネフリン</u> <u>----その他のもの</u> <u>---アミノ酸誘導体</u> <u>---その他のもの</u>		
30.01	臓器療法用の腺その他の器官（乾燥したのものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。）及び腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその			30.01	臓器療法用の腺その他の器官（乾燥したのものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。）及び腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその		

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
3001.20 3001.90	他の人又は動物の物質（他の項に該当するものを除く。） （省 略） 一その他のもの --せんそ及び移植用の骨、器官その他の人体組織 020 --ヘパリン及びその塩 （削 除） 090 --その他のもの			3001.20 3001.90	他の人又は動物の物質（他の項に該当するものを除く。） （同 左） 一その他のもの --せんそ及び移植用の骨、器官その他の人体組織 020 --ヘパリン及びその塩 030 --熊胆 090 --その他のもの		
30.03 3003.10 3003.40 3003.90	医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてないもの及び小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。） （省 略） 一その他のもの （削 除） （削 除）			30.03 3003.10 3003.40 3003.90	医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてないもの及び小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。） （同 左） 一その他のもの 010 --ビタミン製剤 020 --その他のもの		
30.06 3006.10 3006.20	この類の注4の医療用品 （省 略） （省 略）			30.06 3006.10 3006.20	この類の注4の医療用品 （同 左） （同 左）		

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
3006.30	000 一エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬 （削 除） （削 除）			3006.30	一エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬 100 --診断用試薬（微生物から得たものに限る。） 200 --その他のもの		
3006.40 3006.92	（省 略）			3006.40 3006.92	（同 左）		
32.04 3204.11 3204.16 3204.17 3204.19	有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。） 一有機合成着色料及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの （省 略） 010 ---顔料及びこれをもととした調製品 090 ---その他のもの （省 略）			32.04 3204.11 3204.16 3204.17 3204.19	有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。） 一有機合成着色料及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの （同 左） 010 ---色素顔料 090 ---その他のもの （同 左）		

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
3204.20	(省 略)			3204.20	(同 左)		
3204.90	(省 略)			3204.90	(同 左)		
33.05	頭髮用の調製品			33.05	頭髮用の調製品		
3305.10	(省 略)			3305.10	(同 左)		
3305.30	—その他のもの			3305.30	—その他のもの		
3305.90	000		KG (I.I.)	3305.90	010	---香髪油、クリーム、ポマードその他油、脂 又はろうをもととした調製品	KG (I.I.)
	(削 除)				090	---その他のもの	KG (I.I.)
	(削 除)						
37.01	感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限るものとし、まとめて包装してあるかないかを問わない。）			37.01	感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限るものとし、まとめて包装してあるかないかを問わない。）		
3701.10	(省 略)			3701.10	(同 左)		
3701.20	—インスタントプリントフィルム			3701.20	—インスタントプリントフィルム		
	010		SM KG		011	----カラー写真用のもの（ポリクローム）	SM KG
					019	----その他のもの	SM KG
					020	---その他のもの	SM KG
020	---その他のもの	SM	KG	020	---その他のもの	SM	KG

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
3701.30	(省 略)			3701.30	(同 左)		
3701.99	(省 略)			3701.99	(同 左)		
37.02	感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。）			37.02	感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。）		
3702.10	(省 略)			3702.10	(同 左)		
3702.44	—その他のフィルム（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）			3702.44	—その他のフィルム（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）		
3702.52	(省 略)			3702.52	(同 左)		
3702.54	---幅が16ミリメートルを超え35ミリメートル以下で、長さが30メートルを超えるもの			3702.54	---幅が16ミリメートルを超え35ミリメートル以下で、長さが30メートルを超えるもの		
3702.55	000		SM M	3702.55	012	-----映画用フィルム	SM M
	(削 除)				019	-----幅が35ミリメートルのもの	SM M
	(削 除)				020	-----ボジ用のもの	SM M
	(削 除)				090	-----その他のもの	SM M
	(削 除)					-----その他のもの	SM M
3702.56	(省 略)			3702.56	(同 左)		
3702.96	(省 略)			3702.96	(同 左)		

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
3702.98	(省 略)			3702.98	(同 左)		
39.12	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			39.12	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
3912.11	(省 略)			3912.11	(同 左)		
3912.20	一セルロースエーテル			3912.20	一セルロースエーテル		
3912.31	(省 略)			3912.31	(同 左)		
3912.39	一その他のもの		KG	3912.39	一その他のもの		
	(削 除)				----可塑化してないもの		KG
	(削 除)				----可塑化したもの		KG
3912.90	一その他のもの		KG	3912.90	一その他のもの		
	(削 除)				----可塑化してないもの		KG
	(削 除)				----可塑化したもの		KG
39.24	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品			39.24	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品		
3924.10	(省 略)			3924.10	(同 左)		
3924.90	一その他のもの		KG	3924.90	一その他のもの		
	(削 除)				----化粧用品		KG
	(削 除)				----その他のもの		KG
48.18	トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（幅が36センチメートル以下のロール状にし又は特定			48.18	トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（幅が36センチメートル以下のロール状にし又は特定		

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
4818.10	の大きさ若しくは形状に切つたものに限る。）並びに製紙用パルプ製、紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品			4818.10	の大きさ若しくは形状に切つたものに限る。）並びに製紙用パルプ製、紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品		
4818.20	(省 略)			4818.20	(同 左)		
	一ハンカチ、クレンジングティッシュ、化粧用ティッシュ及びタオル				000 一ハンカチ、クレンジングティッシュ、化粧用ティッシュ及びタオル		KG
	100 一クレンジングティッシュ及び化粧用ティッシュ		KG		(新 規)		
	200 一ハンカチ及びタオル		KG		(新 規)		
4818.30	(省 略)			4818.30	(同 左)		
51.05	羊毛、繊獣毛及び粗獣毛（カードし又はコムしたものの（小塊状のコムした羊毛を含む。）に限る。）			51.05	羊毛、繊獣毛及び粗獣毛（カードし又はコムしたものの（小塊状のコムした羊毛を含む。）に限る。）		
5105.10	(省 略)			5105.10	(同 左)		
	一羊毛のトップその他の羊毛（コムしたものに限る。）				一羊毛のトップその他の羊毛（コムしたものに限る。）		
5105.21	(省 略)			5105.21	(同 左)		
5105.29	一その他のもの		KG	5105.29	一その他のもの		
	(削 除)				010 ----ロービング		KG
	(削 除)				090 ----その他のもの		KG

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
5105.31	(省 略)			5105.31	(同 左)		
5105.39	(省 略)			5105.39	(同 左)		
5105.40	000 一粗獣毛（カードし又はコムしたものに限る。） (削 除) (削 除)		KG	5105.40	一粗獣毛（カードし又はコムしたものに限る。） 010 --- ロービング 090 --- その他のもの		KG KG
59.02	タイヤコードファブリック（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。） (省 略)			59.02	タイヤコードファブリック（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。） (同 左)		
5902.10	一ポリエステル製のもの			5902.10	一ポリエステル製のもの (新 規)		
5902.20	010 --- プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの (削 除)		KG	5902.20	011 --- プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの（JIS L-1017に定める試験方法による緯糸の伸度が70%以上の糸を使用したものに限る。） 012 --- プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの（JIS L-1017に定める試験方法による緯糸の伸度が70%未満の糸を使用したものに限る。）		KG KG
5902.90	090 --- その他のもの (省 略)		KG	5902.90	090 --- その他のもの (同 左)		KG KG
63.05	包装に使用する種類の袋			63.05	包装に使用する種類の袋		
6305.10	000 一第53.03項のジュートその他の紡織用靱皮繊維製のもの	NO	KG	6305.10	一第53.03項のジュートその他の紡織用靱皮繊維製のもの		

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
6305.20	(削 除)			100 --- 使用したもの		NO	KG
6305.90	(削 除)			200 --- その他のもの		NO	KG
67.03	(省 略)			6305.20	(同 左)		
6703.00	000 人髪（仕上げをし、梳き、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。）及び羊毛、獣毛その他の紡織用繊維（かつらその他これに類する物品の製造用に調製したものに限る。） (削 除) (削 除)		KG	67.03	人髪（仕上げをし、梳き、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。）及び羊毛、獣毛その他の紡織用繊維（かつらその他これに類する物品の製造用に調製したものに限る。） 100 --- 人髪 200 --- その他のもの		KG KG
71.10	白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）			71.10	白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）		
7110.11	(省 略)			7110.11	(同 左)		
7110.29	一ロジウム			7110.29	一ロジウム (同 左)		
7110.31	(省 略)			7110.31	(同 左)		
7110.39	000 --- その他のもの (削 除) (削 除)		GR	7110.39	--- その他のもの 100 --- 棒、形材、板、シート及びストリップ 200 --- その他のもの		GR GR
7110.41	一イリジウム、オスミウム及びルテニウム			7110.41	一イリジウム、オスミウム及びルテニウム (同 左)		
7110.49	000 --- その他のもの (削 除)		GR	7110.49	--- その他のもの 100 --- 棒、形材、板、シート及びストリップ		GR

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	(削除)			200	-----その他のもの		GR
72.08	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）			72.08	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）		
7208.10	(省 略)			7208.10	(同 左)		
	-----その他のもの（熱間圧延及び酸洗いをしたものに加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）				-----その他のもの（熱間圧延及び酸洗いをしたものに加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）		
7208.25	(省 略)			7208.25	(同 左)		
7208.26	-----厚さが3ミリメートル以上4.75ミリメートル未満のもの			7208.26	-----厚さが3ミリメートル以上4.75ミリメートル未満のもの		
	-----炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの			010	-----炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		KG
011	-----高張力鋼板（引張り強さが490メガパスカル以上のものに限る。）		KG		(新 規)		
019	-----その他のもの		KG		(新 規)		
	-----その他のもの				-----その他のもの		
021	-----降伏点が355メガパスカル以上のもの		KG	021	-----降伏点が355メガパスカル以上のもの		KG
029	-----その他のもの		KG	029	-----その他のもの		KG
7208.27	-----厚さが3ミリメートル未満のもの			7208.27	-----厚さが3ミリメートル未満のもの		
	-----炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの			010	-----炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		KG
011	-----高張力鋼板（引張り強さが490メガパスカル以上のものに限る。）		KG		(新 規)		
019	-----その他のもの		KG		(新 規)		

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	-----その他のもの				-----その他のもの		
021	-----降伏点が275メガパスカル以上のもの		KG	021	-----降伏点が275メガパスカル以上のもの		KG
029	-----その他のもの		KG	029	-----その他のもの		KG
7208.36	(省 略)			7208.36	(同 左)		
7208.90				7208.90			
72.09	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）			72.09	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）		
	-----冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの				-----冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの		
7209.15	(省 略)			7209.15	(同 左)		
7209.16	-----厚さが1ミリメートルを超え3ミリメートル未満のもの			7209.16	-----厚さが1ミリメートルを超え3ミリメートル未満のもの		
	-----炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの			010	-----炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		KG
011	-----高張力鋼板（引張り強さが340メガパスカル以上のものに限る。）		KG		(新 規)		
019	-----その他のもの		KG		(新 規)		
	-----その他のもの				-----その他のもの		
021	-----降伏点が275メガパスカル以上のもの		KG	021	-----降伏点が275メガパスカル以上のもの		KG
029	-----その他のもの		KG	029	-----その他のもの		KG
7209.17	-----厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメートル以下のもの			7209.17	-----厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメートル以下のもの		
	-----炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの			010	-----炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
7209.18 7209.25 \$ 7209.90	の 011 <u>-----高張力鋼板（引張り強さが340メガパスカル以上のものに限る。）</u>		KG		の （新規）		KG
	019 <u>-----その他のもの</u>		KG		（新規）		
	----その他のもの				----その他のもの		
	021 ----降伏点が275メガパスカル以上のもの		KG	021 ----降伏点が275メガパスカル以上のもの			KG
	029 ----その他のもの		KG	029 ----その他のもの			KG
\$	（省略）			7209.18 7209.25 \$ 7209.90	（同左）		
72.25	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のものに限る。）			72.25	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のものに限る。）		
7225.11	（省略）			7225.11	（同左）		
7225.19	（省略）			7225.19	（同左）		
7225.30	----その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）			7225.30	----その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）		
100	----合金工具鋼のもの		KG	100	----合金工具鋼のもの		KG
200	----高速度鋼のもの		KG	200	----高速度鋼のもの		KG
	----その他のもの			<u>900</u>	----その他のもの		KG
	<u>910</u> <u>-----酸洗いをしたもの</u>		KG		（新規）		
	<u>990</u> <u>-----その他のもの</u>		KG		（新規）		
7225.40	（省略）			7225.40	（同左）		
\$				\$			
7225.99				7225.99			

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
74.03	精製銅又は銅合金の塊 --精製銅			74.03	精製銅又は銅合金の塊 --精製銅		
7403.11	（省略）			7403.11	（同左）		
\$				\$			
7403.13				7403.13			
7403.19	----その他のもの			7403.19	----その他のもの		
	----課税価格が1キログラムにつき485円以下のもの				----課税価格が1キログラムにつき485円以下のもの		
011	----精錬用のもの（銅の含有量が全重量の99.8%以下のものに限る。）		KG	011	----精錬用のもの（銅の含有量が全重量の99.8%以下のものに限る。）		KG
019	----その他のもの		KG	019	----その他のもの		KG
	----課税価格が1キログラムにつき485円を超え500円以下のもの				----課税価格が1キログラムにつき485円を超え500円以下のもの		
021	----精錬用のもの（銅の含有量が全重量の99.8%以下のものに限る。）		KG	021	----精錬用のもの（銅の含有量が全重量の99.8%以下のものに限る。）		KG
029	----その他のもの		KG	029	----その他のもの		KG
<u>030</u>	----課税価格が1キログラムにつき500円を超えるもの		KG		----課税価格が1キログラムにつき500円を超えるもの		
	（削除）			<u>031</u>	<u>-----精錬用のもの（銅の含有量が全重量の99.8%以下のものに限る。）</u>		KG
	（削除）			<u>039</u>	<u>-----その他のもの</u>		KG
7403.21	（省略）			7403.21	（同左）		
\$				\$			
7403.29				7403.29			
74.19	その他の銅製品			74.19	その他の銅製品		
7419.10	（省略）			7419.10	（同左）		

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
7419.91	—その他のもの (省 略)			7419.91	—その他のもの (同 左)		
7419.99	—その他のもの (削 除) (削 除)		KG	7419.99	—その他のもの <u>----貴金属をめぐつしたもの</u> <u>----その他のもの</u>		KG KG
82.02	のこぎり(種類を問わない。)のブレード(切開き用、溝彫り用又は無歯式ののこぎりのブレードを含む。)及び手のこぎり			82.02	のこぎり(種類を問わない。)のブレード(切開き用、溝彫り用又は無歯式ののこぎりのブレードを含む。)及び手のこぎり		
8202.10	(省 略)			8202.10	(同 左)		
8202.40				8202.40			
8202.91	—その他ののこぎりのブレード —ストレートソーのブレード(金属加工用のものに限る。) (削 除) (削 除) (削 除)	NO	KG	8202.91	—その他ののこぎりのブレード —ストレートソーのブレード(金属加工用のものに限る。) <u>----機械式ののこぎりのブレード(ハックソーブレードを除く。)</u> <u>----ハックソーブレード(厚さが0.68ミリメートル以上のものに限る。)</u> <u>----その他のもの</u>	NO	KG KG KG
8202.99	—その他のもの	NO	KG	8202.99	—その他のもの	NO	KG
82.12	かみそり及びその刃(かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。)			82.12	かみそり及びその刃(かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。)		
8212.10	(省 略)			8212.10	(同 左)		
8212.20	—安全かみそりの刃(かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。) (削 除)		TH	8212.20	—安全かみそりの刃(かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。) <u>----ストリップ状のもの</u>		TH

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
8212.90	(削 除) (省 略)			8212.90	<u>----その他のもの</u> (同 左)		TH
84.24	噴射用、散布用又は噴霧用の機器(液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。)、消火器(消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。)、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器			84.24	噴射用、散布用又は噴霧用の機器(液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。)、消火器(消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。)、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器		
8424.10	(省 略)			8424.10	(同 左)		
8424.30				8424.30			
8424.81	—その他の機器 (省 略)			8424.81	—その他の機器 (同 左)		
8424.89	—その他のもの (削 除) (削 除)	NO	KG	8424.89	—その他のもの <u>----ニューマチックマシン</u> <u>----その他のもの</u>	NO	KG KG
8424.90	(省 略)			8424.90	(同 左)		
85.06	一次電池			85.06	一次電池		
8506.10	—二酸化マンガンを使用したもの —アルカリマンガン電池 <u>----ボタン電池</u> <u>----その他のもの</u> —その他のもの			8506.10	—二酸化マンガンを使用したもの —アルカリマンガン電池 (新 規) (新 規)		NO
8506.30	(省 略)			8506.30	(同 左)		
8506.90				8506.90	—その他のもの		NO

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
85.40	熱電子管、冷陰極管及び光電管（例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管）			85.40	熱電子管、冷陰極管及び光電管（例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管）		
8540.11	(省 略)			8540.11	(同 左)		
8540.12	(省 略)			8540.12	(同 左)		
8540.20	000 一テレビジョン用撮像管、イメージ変換管、イメージ増倍管その他の光電管	NO	KG	8540.20	一テレビジョン用撮像管、イメージ変換管、イメージ増倍管その他の光電管		
	(削 除)			010	---テレビジョン用撮像管	NO	KG
	(削 除)			090	---その他のもの	NO	KG
8540.40	(同 左)			8540.40	(同 左)		
8540.99	(同 左)			8540.99	(同 左)		
90.18	医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）			90.18	医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）		
	一診断用電気機器（機能検査用又は生理学的パラメーター検査用の機器を含む。）				一診断用電気機器（機能検査用又は生理学的パラメーター検査用の機器を含む。）		
9018.11	(省 略)			9018.11	(同 左)		
9018.12	(省 略)			9018.12	(同 左)		
9018.13	000 一磁気共鳴画像診断装置		NO	9018.13	一磁気共鳴画像診断装置		
	(削 除)			010	----獣医用のもの		NO
	(削 除)			090	----その他のもの		NO
9018.14	000 一シンチグラフ装置		NO	9018.14	一シンチグラフ装置		
	(削 除)			010	----獣医用のもの		NO
	(削 除)			090	----その他のもの		NO
9018.19	一その他のもの			9018.19	一その他のもの		

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	010 一超音波診断装置	NO	KG	010	一超音波診断装置	NO	KG
	090 一その他のもの	NO	KG		一その他のもの		
	(削 除)			091	----獣医用のもの	NO	KG
	(削 除)			098	----その他のもの	NO	KG
9018.20	(省 略)			9018.20	(同 左)		
	一注射器、針、カテーテル、カニューレその他これらに類する物品				一注射器、針、カテーテル、カニューレその他これらに類する物品		
9018.31	000 一注射器（針を付けてあるかないかを問わない。）	NO	KG	9018.31	一注射器（針を付けてあるかないかを問わない。）		
	(削 除)			010	----歯科用のもの	NO	KG
	(削 除)			020	----その他のもの	NO	KG
9018.32	000 一金属製の管針及び縫合用の針		KG	9018.32	一金属製の管針及び縫合用の針		
	(削 除)			010	----歯科用のもの		KG
	(削 除)			020	----その他のもの		KG
9018.39	(省 略)			9018.39	(同 左)		
9018.41	(省 略)			9018.41	(同 左)		
9018.90	(省 略)			9018.90	(同 左)		
90.31	測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機			90.31	測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機		
9031.10	(省 略)			9031.10	(同 左)		
9031.20	(省 略)			9031.20	(同 左)		
	一その他の光学式機器				一その他の光学式機器		
9031.41	(省 略)			9031.41	(同 左)		
9031.49	000 一その他のもの		NO	9031.49	一その他のもの		
	(削 除)			010	----輪郭投影機	NO	KG

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
9031.80	(削除) —その他の機器 —電気式のもの —自動寸法測定器	NO	KG	9031.80	090 ----その他のもの	NO	NO
011	(削除) —振動計及び振動試験機			011	011 ----自動寸法測定器		
013	(削除) —その他のもの			013	013 ----動力試験機		
019	—その他のもの			019	019 ----振動計及び振動試験機		
090	—その他のもの			090	019 ----その他のもの		
9031.90	(省略)			9031.90	090 ----その他のもの		
91.01	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。） —腕時計（電気式のものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）	NO	KG	91.01	(同左)		
9101.11	(省略)			9101.11	9101.11 ----その他のもの		
9101.19	000 ----その他のもの			9101.19	010 ----オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの		
9101.21	(削除)			9101.21	090 ----その他のもの		
9101.21 s 9101.99	(省略)			9101.21 s 9101.99	(同左)		
92.09	楽器の部分品（例えば、オルゴールの機構）及び付属品（例えば、機械式演奏用のカード、デ			92.09	楽器の部分品（例えば、オルゴールの機構）及び付属品（例えば、機械式演奏用のカード、デ		

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
9209.30	イスク及びロール）、メトロノーム、音さ並びに調子笛 (省略) —その他のもの	NO	KG	9209.30	イスク及びロール）、メトロノーム、音さ並びに調子笛 (同左) —その他のもの	NO	KG
9209.91	(省略)			9209.91	(同左)		
9209.94	(省略)			9209.94	(同左)		
9209.99	000 ----その他のもの			9209.99	010 ----メトロノーム、音さ及び調子笛		
(削除)	(削除)			(削除)	020 ----オルゴールの機構		
94.01	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品	NO	KG	94.01	030 ----第9205.90号の鍵盤のあるパイプオルガン又はフリーメタルリード付きのハーモニウム若しくはこれに類する鍵盤楽器の部分品及び付属品	NO	KG
9401.10	(省略)			9401.10	090 ----その他のもの		
9401.20	(省略)			9401.20	(同左)		
9401.30	一回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）			9401.30	020 ----とう製のもの		
010	—革張りのもの			010	030 ----その他のもの		
090	—その他のもの	(削除)	(削除)				

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
9401.40 S	(省 略)			9401.40 S	(同 左)		
9401.79 9401.80	一その他の腰掛け --革張りのもの (削 除) (削 除)	NO	KG	9401.79 9401.80	一その他の腰掛け --革張りのもの <u>011</u> <u>-----大理石製のもの</u> <u>091</u> <u>-----その他のもの</u>	NO	KG
	090 --その他のもの (削 除) (削 除)	NO	KG		--その他のもの <u>012</u> <u>-----大理石製のもの</u> <u>099</u> <u>-----その他のもの</u>	NO	KG
9401.90	(省 略)			9401.90	(同 左)		
94.03 9403.10 S	その他の家具及びその部分品 (省 略)			94.03 9403.10 S	その他の家具及びその部分品 (同 左)		
9403.70	一その他の材料(とう、オーゾア、竹その他これらに類する材料を含む。)製の家具			9403.70	一その他の材料(とう、オーゾア、竹その他これらに類する材料を含む。)製の家具		
9403.81 9403.89	(省 略) --その他のもの (削 除) (削 除)	NO	KG	9403.81 9403.89	(同 左) --その他のもの <u>010</u> <u>-----大理石製のもの</u> <u>090</u> <u>-----その他のもの</u>	NO	KG
9403.90	(省 略)			9403.90	(同 左)		
94.05	ランプその他の照明器具及びその部分品(サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネー			94.05	ランプその他の照明器具及びその部分品(サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネー		

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
9405.10 S	ムプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品(他の項に該当するものを除く。)			9405.10 S	(同 左)		
9405.40 9405.50	000 一非電気式のランプその他の照明器具 (削 除) (削 除)		KG	9405.40 9405.50	一非電気式のランプその他の照明器具 <u>010</u> <u>-----大理石製のもの</u> <u>090</u> <u>-----その他のもの</u>		KG
9405.60	050 一イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品 --ガラス製、木製、腸製、ゴールドビーター ススキン製、ぼうこう製又は鞆製のもの (削 除) (削 除) (削 除)		KG	9405.60	一イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品 --ガラス製、木製、腸製、ゴールドビーター ススキン製、ぼうこう製又は鞆製のもの <u>010</u> <u>-----ガラス製のもの</u> <u>020</u> <u>-----木製のもの</u> <u>030</u> <u>-----腸製、ゴールドビーターススキン製、ぼうこう製又は鞆製のもの</u>		KG
	040 --その他のもの		KG	040	--その他のもの		KG
96.01 9601.10 9601.90	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料(加工したものに限る。)及び製品(これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。)			96.01 9601.10 9601.90	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料(加工したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。)		
	(省 略)				(同 左)		
	100 一その他のもの --べつこう又はさんごの加工品及び製品 900 --その他のもの		KG	100	一その他のもの --べつこう又はさんごの加工品及び製品 --その他のもの		KG

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	(削除)			200	真珠光沢を有する貝殻の加工品及び製品 (ボタンの製造に適する形状にしたもの に限る。)		KG
	(削除)			300	その他のもの		KG

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

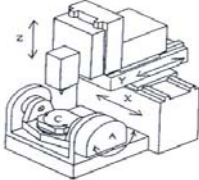
改正後		改正前	
4403.20 4407.10	<p>(削 除)</p> <p>1. 輸出木材（すぎ属、ひのき属及びからまつ属のもの）</p> <p>輸出統計品目表第4403.20号及び第4407.10号の細分において「すぎ属」、「ひのき属」及び「からまつ属」とは、それぞれ次のものをいう。</p> <p>(1) すぎ属 (genus <i>Cryptomeria</i>) はすぎ種 (学名 <i>C. japonica</i> (L. f.) D. Don) のみをもって形成し、日本固有種であり北海道南部、本州、四国、九州に広く産する。</p> <p>(2) ひのき属 (genus <i>Chamaecyparis</i>) はひのき種 (学名 <i>C. obtusa</i> (Siebold & Zucc.) Endl.)、さわら種 (<i>C. pisifera</i> (Sieb. & Zucc.) Endl.) があり、本州、四国、九州に産する。</p> <p>(3) からまつ属 (genus <i>Larix</i>) は世界に約10種あって北半球の亜寒帯地方及び高山に産する。この細分に属する主なものは、からまつ (学名 <i>L. kaempferi</i> Carr 別名日本からまつ)、グイマツ (学名 <i>L. gmelinii</i> Ver. <i>japonica</i>)、チョウセンカラマツ (学名 <i>L. gmelinii</i> Ver. <i>olgensis</i>)、グイマツとからまつの交配雑種であるグイマツ雑種F₁等がある。</p>	3001.90	<p>2. 熊（ゆう）胆 (fel ursi)</p> <p>「くまのい」ともいい、通常くまの胆のうを風乾し、凝固したものを木板にはさんで更に乾燥したもので、健胃、解熱、鎮静剤等に使用する。</p> <p>(新 規)</p>
4407.10	<p>1. まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）又はとうひ属（シトカスプルースを除く。）のもの（厚さが160ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>関税率表第4407.10号-1において「まつ属」、「もみ属」及び「とうひ属」とは、それぞれ次のものをいう。</p> <p>(1) まつ属 (genus <i>pinus</i>) は世界に約90種あって主として北半球に産する。</p>	4407.10	<p>1. まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）又はとうひ属（シトカスプルースを除く。）のもの（厚さが160ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>(1) まつ属 (genus <i>pinus</i>) は世界に約90種あって主として北半球に産する。 この細分に属するものには、シベリヤ、韓国産の紅松 (学名 <i>P. koraiensis</i> S. Et Z. 別名果松、朝鮮五葉松、ケードル)、欧州</p>

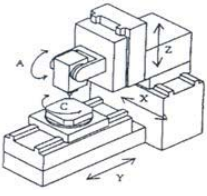
新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
4407.10	<p>この細分に属するものには、シベリヤ、韓国産の紅松 (学名 <i>P. koraiensis</i> S. Et Z. 別名果松、朝鮮五葉松、ケードル)、欧州あか松 (学名 <i>P. sylvestris</i> L. 別名 Scotch pine、ソスナ) がある。北米産としては、yellow pine (学名 <i>P. ponderosa</i> Dougl. 別名 silver pine、ponderosa pine)、ニュージーランド産のラジエタパイン (学名 <i>P. radiata</i> D. Don. 北米から移植されたもの) 等がある。米松 (ダグラスファー) はまつ属でないのでこの細分から除外する (4407.10-3)。</p> <p>(2) もみ属 (genus <i>Abies</i>) は世界に約40種あって欧州の中南部、中央アジア、東北アジア、北米等に産する。北米産のカリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーはこの細分から除外する (4407.10-3)。 したがってこの細分に属する主なものは、韓国産又はシベリヤ産の朝鮮もみ (学名 <i>A. holophylla</i> Max. 別名沙松、Mouchurian fir、ピフタ)、朝鮮しらべ (学名 <i>A. nephrolepis</i> Max. 別名 臭松、白松、ピフタ)、赤とどまつ (学名 <i>A. sachalinensis</i> Mast. 別名 Saghalien fir、ピフタ)、欧州産の silver fir (学名 <i>A. peclinata</i> D.C. 別名 European silver fir、Sapin blanc) 等がある。</p> <p>(3) とうひ属 (genus <i>Picea</i>) は世界に約40種あって北半球の温帯及び寒帯に産する。シトカスプルースはアラスカに産するが、この細分から除外する (4407.10-3)。この細分には欧州産の欧州とうひ (学名 <i>P. excelsa</i> Link. 別名 Common spruce、spruce fir)、韓国産又はシベリヤ産のえぞまつ (学名 <i>P. jezoensis</i> Carr. 別名 Yezo spruce、yulinsun (魚鱗松) エーリ)、朝鮮とうひ (学名 <i>P. obovata</i> Ledebour. 別名 Siberian spruce、エーリ) 等を含む。</p> <p>2. からまつ属のもの（厚さが160ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>関税率表第4407.10号-2において「からまつ属」とは、次のものをいう。</p> <p>からまつ属 (genus <i>Larix</i>) は、世界に約10種あって北半球の亜</p>	4407.10	<p>あか松 (学名 <i>P. sylvestris</i> L. 別名 Scotch pine、ソスナ) がある。北米産としては、yellow pine (学名 <i>P. ponderosa</i> Dougl. 別名 silver pine、ponderosa pine)、ニュージーランド産のラジエタパイン (学名 <i>P. radiata</i> D. Don. 北米から移植されたもの) 等がある。米松 (ダグラスファー) はまつ属でないのでこの細分から除外する (4407.10-3)。</p> <p>(2) もみ属 (genus <i>Abies</i>) は世界に約40種あって欧州の中南部、中央アジア、東北アジア、北米等に産する。北米産のカリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーはこの細分から除外する (4407.10-3)。 したがってこの細分に属する主なものは、韓国産又はシベリヤ産の朝鮮もみ (学名 <i>A. holophylla</i> Max. 別名沙松、Mouchurian fir、ピフタ)、朝鮮しらべ (学名 <i>A. nephrolepis</i> Max. 別名 臭松、白松、ピフタ)、赤とどまつ (学名 <i>A. sachalinensis</i> Mast. 別名 Saghalien fir、ピフタ)、欧州産の silver fir (学名 <i>A. peclinata</i> D.C. 別名 European silver fir、Sapin blanc) 等がある。</p> <p>(3) とうひ属 (genus <i>Picea</i>) は世界に約40種あって北半球の温帯及び寒帯に産する。シトカスプルースはアラスカに産するが、この細分から除外する (4407.10-3)。この細分には欧州産の欧州とうひ (学名 <i>P. excelsa</i> Link. 別名 Common spruce、spruce fir)、韓国産又はシベリヤ産のえぞまつ (学名 <i>P. jezoensis</i> Carr. 別名 Yezo spruce、yulinsun (魚鱗松) エーリ)、朝鮮とうひ (学名 <i>P. obovata</i> Ledebour. 別名 Siberian spruce、エーリ) 等を含む。</p> <p>2. からまつ属のもの（厚さが160ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>からまつ属 (genus <i>Larix</i>) は、世界に約10種あって北半球の亜寒帯地方及び高山に産する。この細分に属する主なものは、韓国産又はシベリヤ産のダフリカからまつ (学名 <i>L. dahurica</i> Turcz. 別</p>

改正後		改正前	
4818.20	<p>寒帯地方及び高山に産する。この細分に属する主なものは、韓国産又はシベリヤ産のダフリカからまつ（学名 <i>L. dahurica</i> Turcz. 別名リストベニツター）、しこたん松（学名 <i>L. kurilensis</i> Mayr. 別名 Dahurian larch、千島からまつ）等がある。</p> <p>1. クレンジングティッシュ及び化粧用ティッシュの定義</p> <p>クレンジングティッシュ及び化粧用ティッシュは、一般的に「ティッシュ」又は「ティッシュペーパー」と呼ばれるもので、通常多層構造で連続して取り出されるようになっており、衛生用途などに使用される。主にポリ包装（ポリプロピレン、ポリエチレン等）のものや紙箱に入っているもの（箱ティッシュ）がある。表面にはクレープという細かなしわが付けられている。</p> <p>通常、仕入書等の通関関係書類に「ティッシュ (TISSUE)」または「ティッシュペーパー (TISSUE PAPER)」等の表記がなされている。</p> <p>（参考）ティッシュの寸法はおおよそ、次のとおりである。 縦 190～195ミリメートル 横 198～220ミリメートル</p>	<p>名リストベニツター）、しこたん松（学名 <i>L. kurilensis</i> Mayr. 別名 Dahurian larch、千島からまつ）等がある。</p> <p>（新 規）</p>	
4818.20	<p>2. ハンカチ及びタオルの定義</p> <p>ハンカチ及びタオルは、一般的に「ペーパータオル」等と呼ばれるもので、形態はロール状のものと、シート状で連続して取出しされるようになっていたものがあり、キッチンペーパー、手拭用途などに使用される。表面にはクレープという細かなしわやエンボス加工による凸凹が付けられている。ティッシュと比較すると、概ね、厚みがあり吸水性が高く破れにくいという特性がある。</p> <p>通常、仕入書等の通関関係書類に「タオル (TOWEL)」等の表記がなされている。</p> <p>（参考）タオルの寸法はおおよそ、次のとおりである。 縦 170～250ミリメートル</p>	<p>（新 規）</p>	

改正後		改正前	
84.26 84.29	<p>横 205～315ミリメートル</p> <p>（削 除）</p> <p>1. 中古機械等</p> <p>輸出統計品目表第84.26項又は第84.29項の細分において「中古のもの」とは、次の機械をいう。</p> <p>(1) 国内において道路運送車両法に基づく新規登録又は届出がされたもの</p> <p>(2) 国内において上記(1)の登録をせず又は届出をしないで使用されたもの</p> <p>なお、(一社)日本建設機械工業会が証明する輸出向け建設機械証明制度に基づく新車証明済みステッカーが貼付されている機械については、新車として取り扱う。</p>	<p>5902.20</p> <p>1. 纜系の伸度</p> <p>5902.20号に規定のある纜系の伸度は、JIS L1017に定める試験方法による。実務的には、インボイス等に記載された当該試験方法による伸度で判断して差し支えない。</p>	
8457.10	<p>2. マシニングセンター（5軸制御以上のもの）</p> <p>第8457.10号の細分において「5軸制御以上のもの」とは、直交3軸及び旋回2軸以上の計5軸以上を同時に制御できるマシニングセンターをいう。主軸が垂直方向の「立型」、水平方向の「横型」及び主軸に旋回軸を有する「その他」に分類される。</p> 	<p>84.26</p> <p>84.29 87.01</p> <p>1. 中古機械等</p> <p>輸出統計品目表第84.26項、第84.29項又は第87.01項の細分において「中古のもの」とは、次の機械又はトラクターをいう。ただし、トラクターにおいては、農業用のものを除く。</p> <p>(1) 国内において道路運送車両法に基づく新規登録又は届出されたもの</p> <p>(2) 国内において上記(1)の登録をせず又は届出をしないで使用されたもの</p> <p>なお、(一社)日本建設機械工業会が証明する輸出向け建設機械証明制度に基づく新車証明済みステッカーが貼付されている機械又はトラクターについては、新車として取り扱う。</p> <p>（新 規）</p>	

改正後		改正前
	<p>(1) テーブル旋回形（立型）</p>  <p>(2) 主軸頭・テーブル旋回形（その他）</p>	
8458.11 8458.91	<p>1. ターニングセンター（複合加工機を含む。）</p> <p>回転工具主軸、割出し可能な工作主軸（連続割出し可能なもの（複合加工機）も含む。）、及びタレット又は工具マガジンを備え、加工プログラムに従って工具を自動交換できる数値制御工作機械。 （注）心押し台、第2刃物台、第2主軸台などを備えた機械もある。</p>	（新規）
8506.10	<p>2. ボタン電池</p> <p>総高が直径未満の小形円形電池（JIS C 8500）。</p>	（新規）
87.01 87.05	<p>1. 中古トラクター（農業用のものを除く。）及び中古クレーン車</p> <p>輸出統計品目表87.01項の細分又は第87.05項の細分において「中古のもの」とは、次のトラクター又はクレーン車をいう。ただし、トラクターにおいては、農業用のものを除く。 （1）国内において道路運送車両法に基づく新規登録又は届出がされたもの （2）国内において上記（1）の登録をせず又は届出をしないで使用されたもの なお、（一社）日本建設機械工業会が証明する輸出向け建設機械証</p>	（新規）

改正後		改正前
	<p>明制度に基づく新車証明済みステッカーが貼付されているトラクター又はクレーン車については、新車として取り扱う。</p>	

第690回 通関協議会

印刷サンプル

*
* *

追録 36 号

※ 現行品目表では、熱帯産木材の定義は第 44 類号注 2 に依ります。平成 29 年 1 月 1 日から当該付表が熱帯産木材の定義として有効となります。

付 表
熱帯産木材の名称

標準名	学名	俗 称	
Abarco アバルコ	<i>Cariniana pyriformis</i> Miers.	Venezuela	Bacu
Abura アビュラ	<i>Hallea ciliata</i> Leroy (Syn. <i>Mitragyna ciliata</i> Aubr. & Pellegr.) <i>Hallea rubrostipulata</i> F. Leroy (Syn. <i>Mitragyna</i> <i>rubrostipulata</i> Harv.) <i>Hallea stipulosa</i> O. Kuntze (Syn. <i>Mitragyna stipulosa</i> O. Ktze)	Angola Cameroon Congo Côte d' Ivoire Equatorial Guinea Gabon Ghana Nigeria Sierra Leone Uganda Dem. Rep. of the Congo Zambia France	Mivuku Elolom Vuku Bahia Elelon Elelom Nzam Subaha Abura Mboi Nzingu Mvuku Nzingu Bahia
Acacia アカシア (アカシアアウリ、アカシアマ ンギウム)	<i>Acacia auriculiformis</i> A. Cunn. ex Benth. <i>Acacia mangium</i> Willd	Australia Indonesia Malaysia Papua New Guinea Thailand UK USA	Black Wattle, Brown Salwood Mangge Hutan, Tongke Hutan Kayu Safoda Arr Kra Thin Tapa Brown Salwood, Black Wattle Brown Salwood, Black Wattle

バーゼル法等説明会の開催について

本年度も関係法令の趣旨をご理解いただき、適正な輸出入に努めていただくため、経済産業省及び環境省の主催で下記のとおり「バーゼル法等説明会」を開催します。バーゼル法説明会の出席につき、ご検討ほどよろしくお願い致します。

記

○主 催：経済産業省・環境省

○内 容：① バーゼル条約、バーゼル法及び廃棄物処理法の概要説明、各国の輸出入規制情報の提供
② 輸出入にあたって必要な手続きについて
③ 質疑応答

○参加費：無料

○日程・会場

地区	日時	会場	申込期限	申込先
仙台 会場	平成 27 年 12 月 1 日 (火) 13:00~15:00	仙台第2合同庁舎 2階会議室 (仙台市青葉区本町 3-2-23)	申込締切 11 月 24 日 (火)	経産省ホームページより
横浜 会場	平成 28 年 1 月 15 日 (金) 13:00~15:00	神奈川県民ホール 2階 小ホール (横浜市中区山下町 3-1)	申込締切 1 月 8 日 (金)	〃
東京 会場	平成 28 年 2 月 4 日 (木) 13:30~15:30	自動車会館 2階大会議室 (東京都千代田区九段南 4-8-13)	申込締切 1 月 25 日 (月)	関東地方 環境事務所

(上記の日程等は、現時点での予定であり、変更もありえます。)

○参加申込方法・その他

インターネットで「バーゼル法等説明会」を検索して環境省、経済産業省、株式会社オーエムシーの各サイトをご覧ください。

各会場、申込締切前に定員に達した場合は、申込の受付が終了する場合がありますのでご注意ください。

参考

経済産業省ホームページ：<http://www.meti.go.jp/>
環境省ホームページ：<http://www.env.go.jp/recycle/yugai/basel.html>
株式会社オーエムシーホームページ：<http://www.omc.co.jp/basel2015/index.html>

**<重要>「不備のある(EPA/GSP)原産地証明書等の取扱い」について
(ご利用になる前にお読みください。)**

1. 特恵税率を適用できるのは、経済連携協定(以下「協定」)等の規定に基づく相手国の原産品に限られます。税関が、原産品であることを確認するために、課税価格の総額が 20 万円を超える貨物を輸入申告される際には、原産地証明書又は原産地申告(一部の協定のみ)の提出又は法令に基づく保存(提出等)が必要です。
2. 原産地証明書又は原産地申告については、記載事項漏れなどの不備がないことが原則となりますので、輸入申告にあたっては、税関 HP の原産地証明書記載要領をご参照ください。
3. 記載事項漏れなどの不備があった場合でも、原産地証明書等の真正性や記載内容の正確性に影響を与えないものについて、税関で軽微な誤りと判断し、原産地証明書は有効として取り扱っています。「不備のある原産地証明書等の取扱い」は、税関における具体的な取扱いを示すものです。
4. 原産地証明書に記載されている項目は、大きく分けると、(1)原産地証明書の真正性に係るもの、(2)申告貨物との同一性に係るもの、(3)貨物の原産性に係るものがあります。上記3. の考え方から、
 - (1)原産地証明書の真正性に関する項目(印影、発給当局の署名等)の不備については、原産地証明書の真正性に直結するので軽微な誤りとすることはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外は、原産地証明書は無効として取り扱います。
 - (2)原産地証明書の申告貨物との同一性に関する項目(輸出者名、輸入者名、仕入書番号等)の不備については、取引関係書類にて輸入貨物と同一性が確認できる場合や、あるいは、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、原則として軽微な誤りとして、その原産地証明書は有効として取り扱います。ただし、複数の事項に不備がある場合は、原産地証明書の正確性に影響する場合もあることから、原産地調査官等へご相談ください。
 - (3)原産地証明書の貨物の原産性に関する項目(特恵基準(累積、僅少の非原産材料を含む)、HS番号等)の不備については、原産地証明書は原産性を証明する書類であることから軽微な誤りとすることはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外は、その原産地証明書は原則無効として取り扱います。ただし、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、当該不備を軽微な誤りとみなして、その原産地証明書は有効として取り扱います。
 - (4)文書による原産地に関する事前教示を取得している場合であって、申告貨物が当該事前教示を取得した貨物と同一であることが確認できる場合には、上記(2)及び(3)において、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合として取り扱います。

(注1)協定上において任意とされている項目の脱落は、無効の要因とはなりません。

(注2)文書による原産地に関する事前教示を取得している場合には、原産品であることを明らかにできる場合とみなします。
5. 「不備のある原産地証明書等の取扱い」で無効とされる、あるいは含まれていない不備のある原産地証明書等であっても、特段の事情がある場合には、事前に原産地調査官等へご相談ください。
6. 申告前に原産地証明書の不備が判明し、原産地証明書の再取得等のために時間を要する場合で貨物の引取りを急ぐ場合は、原産地証明書等の提出猶予の取扱いに基づき、関税法第 73 条の輸入許可前引取制度(BP)をご利用ください。
7. 輸入貨物が原産地基準等を満たさない場合や原産地証明書が偽造であった場合には、特恵税率の適用が認められません。輸入申告前に協定等に定められた原産地基準と輸入貨物について、輸入者が有する情報と矛盾していないかご確認ください。
8. 通関審査や事後調査等により、協定上の原産品であることに疑義がある場合には、当該協定に基づき、輸出国発給当局を通じた輸出者への検証を行うことがあります。
9. 認定輸出者の自己証明(原産地申告)がインボイス上に作成され、輸入申告時のインボイスがそのコピーで原本と内容に相違がなければ、原本の提出は必要ありません。しかしながら、原本と内容に相違がある場合などには原本の提出を求められる場合があります。

不備のある経済連携協定（EPA）原産地証明書等の取扱い

○不備のある原産地証明書が有効とされた場合においても、次回以降は、脱落等の不備のない原産地証明書を取得されるよう輸出者に連絡してください。

○原産地証明書が有効とされた場合であっても、輸入貨物が原産品でないこと又はEPA特惠税率を適用するための他の要件を満たしていないことが判明した場合には、通関後であってもEPA特惠税率の適用が認められません。

【EPA原産地証明書】

平成25年10月1日現在

分野	記載項目	不備の内容	留意点		
全項目共通		明らかな印字の誤り	有効		
		英語以外による記述	原則無効	固有名詞、日付等明らかな場合は有効。 (メキシコは和訳があれば有効。)	
原産地証明書の真正性	様式	協定に規定された様式ではない原産地証明書 (例：EPA税率適用にもかかわらず一般特惠（GSP）原産地証明書を入手した場合)	無効	2枚目以降が規定様式ではない場合には、原産地調査官等に相談してください。	
		記載事項が権限を有さない者によって、追記、削除又は書きかえられた原産地証明書			
		原本でない原産地証明書の提出			
		有効期間が経過した原産地証明書		災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合は有効。	
	発給機関の証明	印影の脱落		必要に応じて原産地調査官等に相談してください。	
		印影が不鮮明			
		発給年月日、発給番号の脱落			
	輸出者の申請	輸出者署名の脱落		輸出者が申請していることが明らかな場合は有効。	
		申請日の脱落			
		原産国の脱落			
	その他	表題部における発給国の脱落		有効	原産地証明書の真正性が明らかな場合に限る。
		遡及発給の文言の脱落			
再発給の文言の脱落					
申告貨物との同一性	運送手段・経路	仕出港、輸送手段、船名等の相違	有効	取引関連書類にて輸入貨物と同一性の確認ができる場合、若しくは輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）に限る。但し、複数の箇所に不備がある場合には、原産地調査官等に相談してください。	
	輸出者・輸入者の名称・住所等	輸出者名・住所のインボイスとの相違又は脱落			
		輸入者名・住所のインボイスとの相違又は脱落、「To order」の記載しかない			
	インボイス番号等	インボイス番号の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落 (メーカーズインボイス番号の記載を含む)			
		インボイス日付の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落			
		第三国インボイスに関する記載及び第三国インボイス発行者名・住所の相違又は脱落			
	数量又は総重量	数量の脱落、又は貨物数量との相違			
包装の個数、種類、記号、番号	インボイス等との相違又は脱落				
品名	インボイスとの相違又は脱落（※）				
貨物の原産性	HS番号 (スイスは記載不要)	輸入申告における適用税番との相違	原則無効 ただし、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）は有効。	左記ただし書きに該当しなくても、HS2007又はHS2012に基づく記載の場合等、有効と認められる場合があるので、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。	
		脱落		数品目中1品目の脱落の場合等、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。	
		協定の非譲許税番による記載		左記ただし書きに該当しなくても、記載品名との整合性を勘案し、品名から譲許品目であることが明らかな場合は有効。	
	特惠基準 (シンガポール及びスイスは記載なし)	特惠基準等(ACU、DMI及び材料に関する記載を含む)の脱落			
		特惠符号等の相違			

【原産地申告（スイス、ペルー及びメキシコ）】

真正性	認定輸出者にかかる申告文	認定番号又は原産地の相違・脱落	無効	輸入申告時のインボイス(コピー)上に原産地申告文が記載され、原本と内容に相違がない場合に限る。(原本の提出を求められる場合があります。)
		認定輸出者以外の者により作成された申告文		
		原産地申告のコピーでの提出	有効	
		規定申告文との些細な相違	有効	

不備のあるオーストラリア協定原産品申告書の取扱い

○不備のある原産品申告書が有効とされた場合においても、次回以降は、脱落等の不備のない原産品申告書を提出するようにしてください。

○原産品申告書が有効とされた場合であっても、輸入貨物が原産品でないこと又はEPA特惠税率を適用するための他の要件を満たしていないことが判明した場合には、通関後であってもEPA特惠税率の適用が認められません。

【オーストラリア協定原産品申告書】

平成27年1月15日現在

分野	記載項目	不備の内容	留意点	
	全項目共通	明らかな印字の誤り	有効	
		英語又は日本語以外による記述	原則無効	固有名詞、日付等明らかな場合は有効。
原産品申告書の真正性	作成年月日	有効期間が経過した原産品申告書	無効	災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合は有効
	作成者又は代理人の氏名又は名称	輸入者・輸出者・生産者・それらの代理人以外の者の作成		
		押印又は署名の脱落		
申告貨物との同一性	輸出者等の氏名又は名称及び住所	輸出者の氏名・住所のインボイスとの相違又は脱落	有効	取引関連書類にて輸入貨物と同一性の確認ができる場合、若しくは輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）に限る。ただし、複数の箇所に不備がある場合には、原産地調査官等に相談してください。
		生産者の氏名・住所のメーカーズ・インボイスとの相違又は脱落		
	品名	インボイスとの相違又は脱落		
	包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量	数量の脱落、又は貨物数量との相違		
		インボイス等との相違又は脱落		
	インボイス番号及び日付	インボイス番号の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落（メーカーズインボイス番号の記載を含む）		
		インボイス日付の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落		
積送される貨物を確認するための情報	仕出港、輸送手段、船名等の相違			
その他の特記事項	第三国インボイスに関する記載及び第三国インボイス発行者名・住所の相違又は脱落			
貨物の原産性	関税分類番号	輸入申告における適用税番との相違	原則無効 ただし、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）は有効	左記ただし書きに該当しなくても、HS2012以外（HS2002又はHS2007）に基づく記載の場合等、有効と認められる場合があるので、必要に応じ原産地調査官等に相談してください。
		脱落		数品目中1品目の脱落の場合等、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。
		協定の非譲許税番による記載		左記ただし書きに該当しなくても、記載品名との整合性を勘案し、品名から譲許品目であることが明らかな場合は有効。
	適用する原産性の基準	特惠基準等（累積、僅少の非原産材料を含む）の脱落、相違		

（注）自己申告制度を利用する場合は、原産品申告書に加えて原産品であることを明らかにする書類を提出する必要があることに留意する。また、原産品であることを明らかにする書類に不備がある場合には、輸入貨物について原産品であることを明らかにする他の資料の提出を求める場合がある。

不備のある一般特惠 (GSP) 原産地証明書等の取扱い

○不備のある原産地証明書が有効とされた場合においても、次回以降は、脱落等の不備のない原産地証明書を取得されるよう輸出者に連絡してください。

○原産地証明書が有効とされた場合であっても、輸入貨物が原産品でないこと又はGSP特惠税率を適用するための他の要件を満たしていないことが判明した場合には、通関後であってもGSP特惠税率の適用が認められません。

【GSP原産地証明書】

平成25年10月1日現在

分野	記載項目	不備の内容	留意点		
全項目共通		明らかな印字の誤り	有効		
		英語、フランス語以外による記述	原則無効	固有名詞、日付等明らかな場合は有効。	
原産地証明書の真正性	様式	規定された様式 (FormA) ではない原産地証明書	無効	2枚目以降が規定様式ではない場合には、原産地調査官等に相談してください。(2枚目に印影がある場合は有効。)	
		白地のもの、彩紋のないもの又は用紙規格が相違している原産地証明書		特段の事情がある場合は原産地調査官等に相談してください。	
		記載事項が権限を有さない者によって、追記、削除又は書きかえられた原産地証明書			
		原本でない原産地証明書の提出			
		有効期間が経過した原産地証明書		災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合は有効。	
	発給機関の証明	印影の脱落			
		印影が不鮮明			必要に応じて原産地調査官等に相談してください。
		発給年月日の脱落			
		発給番号の脱落			特段の事情がある場合は原産地調査官等に相談してください。
	輸出者の申請	輸出者署名の脱落			輸出者が申告していることが明らかな場合は有効。
		原産国、作成地の脱落			
		申請日の脱落			
	その他	発給国の脱落		有効	原産地証明書の真正性が明らかな場合に限る。
		輸出後10日程度の発給			
申告貨物との同一性	運送手段・経路	仕出港、輸送手段、船名等の相違	有効	取引関連書類にて輸入貨物と同一性の確認ができる場合、若しくは輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合(文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。)に限る。但し、複数の箇所に不備がある場合には、原産地調査官等に相談してください。	
	輸出者・輸入者の名称・住所等	輸出者名・住所のインボイスとの相違又は脱落			
		輸入者名・住所のインボイスとの相違又は脱落、「To order」の記載しかない			
	インボイス番号等	インボイス番号の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落(メーカーズインボイス番号の記載を含む)			
		インボイス日付の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落			
	数量又は総重量	数量の脱落、又は貨物数量との相違			
包装の個数、種類、記号、番号	インボイス等との相違又は脱落				
品名	インボイスとの相違又は脱落				
貨物の原産性	HS番号(特惠基準がWの場合)	輸入申告における適用税番との相違	原則無効ただし、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合(文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。)は有効。	左記ただし書きに該当しなくても、HS2002又はHS2007に基づく記載の場合等、有効と認められる場合があるので、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。	
		脱落		数品目中1品目の脱落の場合等、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。	
	特惠基準	脱落		必要に応じて原産地調査官等に相談してください。	
		特惠符号の相違			

【自国関与証明書／累積加工・製造証明書】

真正性	証明書の添付漏れ	無効	特段の事情がある場合は原産地調査官等に相談してください。
	原産地証明書と異なる発給機関によって発給されたもの		
	発給番号の相違又は脱落	有効	原産地証明書に当該証明番号が記載されている等、つながりが確認できる場合に限る。

横浜税関管内の申告添付登録(MSX業務)利用状況

輸出

申告年月	区2,3 添付割合
2013年10月	28%
2013年11月	32%
2013年12月	41%
2014年1月	43%
2014年2月	43%
2014年3月	47%
2014年4月	47%
2014年5月	47%
2014年6月	46%
2014年7月	48%
2014年8月	49%
2014年9月	50%
2014年10月	53%
2014年11月	55%
2014年12月	59%
2015年1月	62%
2015年2月	63%
2015年3月	72%
2015年4月	87%
2015年5月	87%
2015年6月	87%
2015年7月	82%
2015年8月	85%
2015年9月	91%
2015年10月	92%

輸入

申告申請年月	区2,3 添付割合
2013年10月	25%
2013年11月	30%
2013年12月	34%
2014年1月	38%
2014年2月	38%
2014年3月	40%
2014年4月	42%
2014年5月	44%
2014年6月	44%
2014年7月	47%
2014年8月	48%
2014年9月	50%
2014年10月	53%
2014年11月	60%
2014年12月	62%
2015年1月	63%
2015年2月	63%
2015年3月	63%
2015年4月	69%
2015年5月	71%
2015年6月	71%
2015年7月	72%
2015年8月	73%
2015年9月	76%
2015年10月	76%

2015年10月の内訳

海上	92%
航空	92%

2015年10月の内訳

海上	76%
航空	70%

【参考】2015年9月の各税関添付割合(海上)

輸出	
東京	55%
横浜	91%
神戸	89%
大阪	85%
名古屋	84%
門司	94%
長崎	94%
函館	92%
沖縄	86%
合計	86%

輸入	
東京	60%
横浜	76%
神戸	79%
大阪	79%
名古屋	78%
門司	81%
長崎	93%
函館	79%
沖縄	79%
合計	74%